

### 8 3 3 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業

#### 1．特例を設ける趣旨

当該地域に教育上の特段のニーズがある場合において、これに対応する専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」という。）を設置するにあたり、校地・校舎の自己所有を求めないものとすることにより、これらを設置しやすくするものです。

#### 2．特例の概要

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上の特段のニーズがあると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該ニーズに対応した教育を行う専修学校若しくは各種学校の設置認可又はこれらの学校の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人の寄附行為の認可にあたり、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合に、その校地・校舎等の自己所有要件を求める必要がないこととします。（既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とします。）

#### 3．基本方針の記載内容の解説

- ・ 「教育上特段のニーズ」とは、当該地域の特性や需要などに対応するために、専修学校等の設置を促進する必要がある場合ですが、地方公共団体が柔軟に判断することができます。
- ・ どのような場合について「学校経営の安定性・継続性が担保できる」かについては、各認可権者に委ねることとします。

#### 4．特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- ・ 特例措置の内容の欄には、当該地域に存在する教育上の特別のニーズを記載してください。

#### 5．当該特例に係る特区計画申請の添付書類

特になし

## 9 3 1 入居定員を3人以上7人以下とする指定知的障害者地域生活援助事業

### 1. 特例を設ける趣旨

知的障害者の地域生活支援を促進するため、住宅物事情から、入居定員が4人以上7人以下とされている現行の指定知的障害者地域生活援助事業（以下「グループホーム」といいます。）を実施することが困難な地域において、関係する都道府県と市町村の判断により、入居定員を3人以上7人以下とするグループホームを設置することを可能とします。

### 2. 特例の概要

グループホームの利用者に個室を提供するための適当な物件の確保が困難である場合に、地方自治体の障害者計画、地域の物事情及びニーズ等を総合的に勘案し、関係する都道府県及び市町村の判断により、入居定員を3人以上7人以下とするグループホームを設置することを可能とします。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 関係する都道府県及び市町村とは、当該特例措置の適用を希望するグループホーム事業者の指定権者である都道府県と、当該特例措置を適用したグループホームの設置予定地の市町村をいいます。ただし、あらかじめ当該グループホームの入居者が明らかな場合には、当該入居予定者の援護の実施者となる市町村も含まれます。

(2) 当該特例措置を実施するにあたっては、当該措置についての支援に係る事務が円滑に行われるよう、

当該措置の実施希望主体が都道府県である場合：当該都道府県と、援護の実施者となることが見込まれる市町村（当該特例措置を適用するグループホームの設置予定地の市町村をいいます。ただし、あらかじめ当該グループホームの入居者が明らかである場合には、当該入居予定者の援護の実施者となる市町村も含まれます。）との間において、

当該措置の実施希望主体が市町村（指定都市、中核市を除く。）である場合：当該市町村と、当該措置の適用を希望するグループホーム事業者の指定権者である都道府県等（ただし、あらかじめ当該グループホームの入居者が明らかである場合には、当該入居予定者の援護の実施者となる市町村も含まれます。）との間において、

十分な調整を行ってください。

(3) 入居定員が3人のグループホームの単価については、入居定員が4人の場合の単価を適用することとします。

- 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点  
特になし。
- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし。

## 9 3 2 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

### 1．特例を設ける趣旨

認知症高齢者のケアについては、「なじみの関係」の中で、生活の継続性を保ちながら行われることが適当であるとする観点から、認知症高齢者グループホームをあらかじめ利用期間（退所日）を定めて利用することは、これまで認めていませんでしたが、在宅で生活する認知症高齢者の臨時、緊急ニーズに対する受け皿としての機能を果たすこと、体験的な利用により入居後のリロケーションダメージの緩和につながること等、短期入所サービスへの需要をかんがみ、特例としてこれを認めるものです。

### 2．特例の概要

あらかじめ利用期間（退所日）を定めて認知症高齢者グループホームを利用することができるようにするものです。

### 3．基本方針の記載内容の解説

#### （1）運営上の要件について

1の共同生活住居における短期利用者の数は1であることが必要です。

これは、短期利用が長期滞在者に対してどのような影響を与えるかについては、学術的見解が確立されているものではなく、あくまで特区において試行的に行うことから、既に利用している認知症高齢者への影響をできる限り小さくするというに基づいています。

短期利用者は、空いている居室や短期利用者専用の居室などを利用して下さい。また、外泊や入院をしている利用者がある場合であっても、短期利用者による利用は可能ですが、外泊や入院している者の居室を使用するのではなく、休憩室、予備室などを活用して下さい。

なお、短期の利用という趣旨から、連続して30日を超えて認知症高齢者グループホームを利用することは認められません。

#### （2）介護報酬の取扱いについて

認知症高齢者グループホームの介護報酬を算定し、利用した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数（30単位）を加算します。

居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅介護サービス費種類支給限度基準額に係る保険給付の制限の対象となります。

(3) 認知症高齢者グループホームの短期利用事業の取扱いについて

当該事業はあくまで認知症高齢者グループホームの特例として行われるものであり、以下の基準を満たす必要があります。

短期利用者は、要介護者であって認知症であるものを対象としてください。

1の共同生活住居における入居定員は、短期利用者を含め、5人以上9人以下としてください。

人員基準等についても、短期利用者を含め、グループホームの運営基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第十一章）に基づくこととします。

家賃及び光熱水費等については、例えば、所定の月額の家賃を日割りで算出する等の適正な費用を設定して下さい。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点  
特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

## 1 1 4 2 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業

### 1. 特例を設ける趣旨

温泉の熱を利用した発電設備（以下「温泉熱利用発電設備」という。）の開発が必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理審査の受審の対象としない特例措置を設けることにより、温泉熱利用発電設備に関する研究開発の円滑化及び促進を図るものです。

### 2. 特例の概要

研究を目的として設置される一定の要件を満たす温泉熱利用発電設備は、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を不要とすることができる。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

『出力が10キロワット未満であること。』

『最高使用圧力が5メガパスカル未満のもの』

『最高使用温度が100度未満のもの』

『電線路(当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。)により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故、電気影響等を限定的にする観点から、出力及び電氣的環境について制限しています。

「電線路(当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。)により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていない」とは、本実験を行うためにのみ使用される電気設備等であって、一般の電力系統と電氣的に接続されていない又は技術的に接続されないことを示します。なお、発電設備の起動時等に外部から受電する必要がある場合をかんがみ、当該設備が電気を受電するための電線路は除いています。

『当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項』

研究開発の実施主体が、国への工事計画の届出や、国等による各種安全管

理審査を必要としなくとも、安全を確保するための検討及び評価を実施し、電気事業法第39条に基づく技術基準への適合性を判断するために、各分野の専門家からなる委員会の設置を求めるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点  
当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。
  - ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」が記載されていること。
  
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし



## 1307 網又はわなを選定しての狩猟免許取得の容認事業

### 1. 特例を設ける趣旨

鳥獣による生活環境、農林業等に関する被害が発生している地域において、鳥獣による被害を防止し、適正な鳥獣の保護管理の推進と狩猟における安全の確保が図られるよう、網・わな猟免許に係る試験の実施方法等に関する特例を措置するものです。

### 2. 特例の概要

現行においては、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっておりますが、特区内に限り、網又はわなを選択して網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、網・わな猟免許を受けることができるように措置するものです。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

狩猟を行うに当たっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第39条第1項により狩猟免許を受け、同法第55条第1項により狩猟者登録を受ける必要があり、「網・わな猟免許」については、免許事務を実施する都道府県知事は網とわなの両方の技術や知識に係る狩猟免許試験を実施することとなっております。

本事業においては、狩猟免許事務を実施する都道府県知事等は、「網・わな猟免許」に係る狩猟免許試験を実施するに当たり、特区の区域に住所を有する申請者から網又はわなのいずれかを選択して申請があった場合、選択した網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を実施することができるよう措置するものです。

本事業により受けた狩猟免許については、当該特区内において、申請時に選択した猟具（網又はわな）ごとに狩猟者登録を受けることとし、当該特区以外の地域において狩猟者登録を受けること及び申請時に選択した猟具以外の猟具について狩猟者登録を受けることはできません。

なお、本事業について、市町村が申請主体となる場合においては、基本方針で「管轄都道府県知事の狩猟免許事務のうち、狩猟免許試験の実施に係る事務が市町村に委任がなされている場合、又は都道府県知事が当該市町村における特例を措置するとしている場合に限る。」としております。このうち、「管轄都道府県知事の狩猟免許事務のうち、狩猟免許試験の実施に係る事務が市町村に委任がなされている場合」とは、狩猟免許試験の実施については法第41条において都道府県知事が行うとされておりますが、狩猟免許試験の開催等、狩

猟免許試験の実施について都道府県知事が市町村に委任している場合を想定しており、狩猟者登録等の委任されていない事務については、都道府県知事による措置が必要となります。この場合、本事業の申請に当たり、当該事務の委任に係る都道府県からの委任の内容について記載の上、それらを証する書類を添付して頂く必要があります。また、「都道府県知事が当該市町村における特例を措置するとしている場合」とは、都道府県知事が本事業の認定を受けようとする市町村について、都道府県知事が本事業に係る猟免許試験の実施等必要な措置を自ら行うことを想定しております。この場合、本事業の申請に当たり、都道府県知事が当該市町村における本事業を実施するために必要な措置を行うことを申請書に記載の上、それを証する書類を添付する必要があります。

自ら又は所管する地域を構造改革特別区域の範囲とする計画が認定を受けた場合、都道府県知事は、当該事業の実施に当たり、以下の作業が必要となります。

網・わな猟免許にかかる申請書の様式の改正

同免許について、網及びわなのそれぞれの試験問題の作成

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録申請書様式の改正

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録証の様式の改正

#### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

市町村が申請主体となる場合については、猟免許試験の実施について都道府県から委任を受けている場合はその旨を、都道府県知事が当該市町村における特例を措置するとしている場合はその旨を記載してください。

#### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

市町村が申請主体となる場合に当たっては、猟免許試験の実施について都道府県から委任を受けている場合についてはそれを証する書類を、都道府県知事が当該市町村における特例を措置するとしている場合はその旨を証する書面を添付してください。